

ハーリティーフォーオンラインセラピスト講座 契約書

甲と株式会社Takibi-Loni ハーリーティーセラピー協会(以下、乙という)は、ハーリティーフォーオンラインセラピスト講座について、以下の通り契約を締結した。

第一条(ハーリティーフォーオンラインセラピスト講座)(通称:ハーリーティーフォー講座)プログラムの内容)

本契約書に基づき、乙は甲に対して、以下各号のサービスを提供する。

講座による乙が所有する理論の提供。

第二条(契約料) 240,000円(税込)とする。また、本サービスは指定消耗品の提供を伴うものであり、クーリングオフの対象外である。

第三条(契約解除について) 甲が以下に記載する禁止行為を行なった場合、自動的に契約解除とし、乙に対し損害を与えた場合、乙は甲に対して、損害の賠償を請求する事が出来る。また、甲乙間のリズムに著しく相違がある場合も両者協議の上契約解除とする事が出来る。

第四条 乙がハーリティーフォーオンラインセラピスト講座にて提供したノウハウ、つまりハーリーティーフォー及び講座の売上の1割を甲は乙に支払うものとする。

1 乙が提供したノウハウ・音声・動画データなどの無許可での不特定多数、第三者への公開、二次配布 2. 乙及び他の受講者に対し、甲が損害となる危害を加えた場合

その他、禁止行為に関しては、別途説明によって解説のあった行為を含むものとする。また甲の都合によるキャンセル、退会などの場合による全額の返金は一切致しません。

第四条(責任制限) 本契約に基づく技術の提供によって、乙が甲に対して負う責任は、技術内容の誤りと訂正と技術指導の再実施に限られる。乙が提案した内容の実施は甲の責任下において行なわれるものとする。身体に関する効果は保証されているものではない事は、双方の理解のもとに成り立っている。

第五条(協議) 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

第六条(権利の質入及び譲渡) 乙は、本契約において保有する権利及び義務の全部又は一部を、甲の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡及び質入することができない。

第七条(権利放棄)

1 甲および乙が相手方の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを甲乙双方は確認する。

2 特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利を持つ契約当事者が書面にて放棄する旨を承諾しなければならない。

第八条(債務不履行) 乙は、甲が本契約に違反したときは、書面による通知により本契約を解除することができる。但し、違反内容に関し正当な事由がある場合はこの限りではない。

第九条(期限の利益喪失) 乙は、甲に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

1 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または整理、会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、整理、会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申立てをしたとき、または第三者からこれらの申立てがなされたとき

2 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき 3 公租公課の滞納処分を受けたとき 4 その他相手方に前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき

第十条(不可抗力) 1 本契約上の義務を、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

一 自然災害 二 伝染病

三 戦争及び内乱 四 革命及び国家の分裂

五 暴動 六 火災及び爆発

七 洪水 八 ストライキ及び労働争議

九 政府機関による法改正

十 その他前各号に準ずる非常事態 2前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方

に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

3 不可抗力が90日以上継続した場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

第十一条(合意管轄) 1本契約につき甲及び乙に疑義が発生した場合、互いに誠実に話し合い、解決に向けて努力しなければならないものとする。

2 本契約につき裁判上の争いとなったときは、乙の本店所在地を第一審の合意管轄裁判所とすることに甲及び乙は合意する。

第十二条(準拠法) 本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

第十三条 カリキュラム終了後、指定の試験に合格した者のみハーリーティーセラピー協会 本部認定オンラインセラピストの資格を授与するものとする。認定講師資格取得後の本部認定講師としての活動は、別途、協会の規則を遵守するものとする。

第十四条 提供する情報・ノウハウは医療行為ではなく、心理ケアとして提供する。

「著作権について」

技術の著作権は、乙にあります。

1. 株式会社Takibi-Lono ハーリーティーフォー协会的書面による許可なく、ノウハウの一部または全部をあらゆるデータ蓄積手段(印刷物、電子ファイル、ビデオ、テープレコーダー等)により、複製、流用及び転載、転売(オークション含む)する事を禁じます。

2. 株式会社Takibi-Lono ハーリーティーフォー协会的ノウハウを、定められた金額を支払わずに提供することを禁じます。

以上、本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲

郵便番号

住所

電話番号

署名

乙 東京都世田谷区玉川三丁目 20番2号 マノア玉川第3ビル501号室

株式会社Takibi-Lono主宰 ハーリーティーフォーラ協会 代表 古田 徹

070-1373-1986

以上

